

平成27年度 佐々木小学校いじめ防止基本方針

新発田市立佐々木小学校

1 いじめ防止のための取組の基本方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止に向けての基本方針

- ① 「いじめは、どの集団・どの学校・どの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であり、健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」という基本認識に立つ。
- ② すべての子どもたちがさまざまな活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、安全で安心な学校づくりに努める
- ③ いじめに対する認識や方針を全教職員で共有し、いじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合は全校体制で迅速かつ適切に対応する。
- ④ いじめのない地域社会を実現するため、家庭、地域、関係機関と連携・協力して取り組む。

2 いじめ防止対策のための組織と役割

(1) 校内組織

①いじめ対策委員会（いじめ対策の中核となる常設組織）

構成員 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任等

②生活指導部（日常的にいじめ等の生徒指導上の課題に対応する組織）

構成員 生活指導主任、生活指導部員

(2) 拡大組織

拡大いじめ対策委員会（必要に応じて外部の専門的なメンバーも加えた組織）

- 市教育委員会指導主事 ○新発田市教教育委員会所属のSSW ○スクールカウンセラー ○児童相談所 ○主任児童委員 ○民生委員 ○弁護士
○医師 ○人権擁護委員等

(3) 組織の役割

- ①基本方針の取組の実施
- ②年間指導計画の作成、実行、検証、修正
- ③いじめの相談や通報の窓口、アンケートの実施や結果分析
- ④情報の収集と記録、全教職員への提供と共有
- ⑤緊急会議の実施、関係者への聴取と事実の把握、対応方針や役割分担等の決定
- ⑥児童への指導・支援

- ⑦保護者や関係機関との連携、協力要請、警察への通報
- ⑧いじめ防止に向けた取組について、保護者・地域への情報発信（学習参観日・学校だより等）

3 いじめ防止に向けた取組

（１）指導体制の構築

- ①いじめ対策委員会、生活指導部の組織と運営
- ②いじめ防止に向けた指導内容を盛り込んだ年間指導計画の策定と実施
 - ・教職員による教育活動、運営活動
 - ・児童による具体的な取組

（２）いじめの未然防止のための取組

- ①学級経営の充実＝学級集団づくり
 - ・S S Tや話し合い活動、当番活動などを通じて自己有用感やコミュニケーション能力を育み、居場所づくり、互いに認め合い高め合える集団づくりを行う。
- ②学習指導の充実＝わかる授業づくり
 - ・学習規律の指導や学習習慣の育成、基礎基本の徹底、全ての児童が参加し活躍できる授業を通して、成就感や達成感を味わわせる。
- ③道徳教育、人権・同和教育の充実
 - ・自己肯定感を高め、集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、思いやりの心や協力性を養う。
 - ・人権教育、同和教育の実践を通して、差別や偏見を許さず、互いの良さを認め会える子どもを育成する。
- ④体験活動、交流活動の充実
 - ・チャレンジ的な行事や縦割り班活動を通じて、忍耐力や主体的に参加し活動する力、協調性などを身に付けさせる。
- ⑤情報モラル教育の実施
 - ・児童の意識向上と保護者の啓発（講演会や学習会の実施）に努め、ネット上のいじめに対応する。
- ⑥幼保・中や育成会等との連携の強化
 - ・定期的に情報交換（幼保小連絡会、小中連絡会）や交流活動を行う。
- ⑦保護者との連携
 - ・電話連絡、家庭訪問、各種懇談会等を通して、保護者との信頼関係を構築する。
 - ・保護者からの相談、情報提供に対しては、迅速誠実に対応する。
- ⑧地域との連携
 - ・自治会、主任児童委員、民生委員との懇談会を開催し、情報収集と連携を図る。
 - ・学習ボランティアの活用や校外学習、地域行事や社会体育等への積極的な参加を奨励し、多様な人々とのかかわり、交流する場を設定する。

（３）教育相談体制の整備

- ①年２回、Q－Uの実施後、分析結果を踏まえ、学級担任が実施する。
- ②学校派遣カウンセラーやS S Wの活用を図る。
- ③相談の実施後、情報の共有と迅速な対応を行う。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 日常の観察、見とり、声かけ、職員間の情報交換等を充実させ、ささいな変化にも気づくようにする。
- ② 教育相談やアンケート、チェックリストなどを併用し、実態把握に努める。
- ③ 毎週「気になる子の記録」を行い、それらなどをもとに情報を確実に共有する。
- ④ 連絡ノートなどを活用し、保護者との情報交換や連携を深める。

(5) いじめに対する初期対応、措置（*いじめ防止対応マニュアル参照）

- ① 関係者への聴き取りを行い、事実関係を明確にする。
- ② いじめ対策委員会を開催し、対応方針や役割分担等を決定し、全校体制で対応する。
- ③ いじめられた児童に対しては、保護やケアを行い、守り通す。
- ④ いじめた児童に対しては、毅然とした態度で、心に響く指導を継続的に行う。
- ⑤ まわりの子に対しては、いじめについて深く考えさせ、適切な行動を促す。
- ⑥ 保護者へ連絡し、連携・協力して対応する。
- ⑦ 教育委員会に報告する。必要に応じて警察へ通報するなど、関係機関と連携する。

4 校内研修

- (1) 年度始めの職員会議で、「佐々木小学校いじめ防止基本方針」について、全教職員の共有化を図る。
- (2) 生活指導研修会を設定し、いじめへの対応等にかかわる教職員の資質能力向上を図る。(年1回以上)
- (3) Q U 検査結果の考察と対応策について全教職員で研修する。(年2回)
- (4) 同和教育研修会、特別支援教育研修会の実施(それぞれ年1回以上)

5 いじめ防止に向けた取組の評価

- (1) 学校評価での取組の評価
 - ① P D C A サイクルの中で、取組を評価し改善を図る。
- (2) 保護者や学校評議員会による評価
 - ① 保護者アンケートを活用する。
 - ② 学校評議員会で意見や提言を聞く。

6 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

- (1) H P や学校だより等を通じて、佐々木小学校いじめ防止基本方針を公表
- (2) 各種会合やたよりで、保護者の役割について啓発(いじめ防止対策推進法第9条)
 - ① 保護者は、子の教育について第一義的責任を有する。
 - ② いじめを行うことのないよう規範意識を養う指導を行う。
 - ③ いじめを受けた場合は適切にいじめから保護する。
- (3) 各種会合やたよりで、地域の役割について啓発
 - ① 子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを行う。
 - ② いじめを発見した場合は、速やかに学校や教育委員会等に情報提供を行う。
- (4) 日ごろからの連携の強化と地域ぐるみでのいじめ防止の推進

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

- ①いじめにより在籍児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- ・児童が自殺をした、企図した場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ②いじめにより在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ・相当の期間とは、年間30日を目安とする。
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったとき

(2) 重大事態への対応の流れ

① **いじめの疑いに関する情報があったとき**

- ・いじめ対策委員会を開き、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ・いじめの事実の確認を行い、結果を新発田市教育委員会へ報告



② **重大事態発生と認めるとき**

- ・新発田市教育委員会に重大事態発生を報告（市教委から市長に報告）



③ **学校の設置者が、重大事態の調査主体を判断**



④ **学校を調査主体とした場合**（市教委の指導・支援の下、以下のように対応）

1) 重大事態にかかわる調査を行うために速やかに調査組織を設置

<組織>

- i) 学校の「いじめ対策委員会」を母胎として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家の参加要請
- ii) この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有しない第三者の参加要請

（市教育委員会SSW、市担当弁護士、学識経験者、精神科医等）

2) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- i) いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確化。因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査
- ii) たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合い対処
- iii) これまで学校で先行して調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施

※「事実を明確にする」ために

いじめ行為が、「いつ」「だれから」「どのような態様であったか」

「いじめの背景」「児童の人間関係にどのような問題があるか」

「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確化

iv) いじめられた児童から聞き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童、在籍児童、教職員から十分な質問紙調査、聞き取り調査を実施
- ・ いじめられた児童等、情報提供してくれた児童を守ることが最優先
- ・ いじめられた児童の継続的な心のケアと落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等の実施

v) いじめられた児童から聞き取りが不可能な場合

- ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問調査や聞き取り調査などの実施

3) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

i) 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供

この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告

- ・ いじめ行為がいつ ・ だれから ・ どのような態様で
- ・ 学校でどのように対応したか

ii) 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

iii) 質問紙調査等の実施によって得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査を行う際には、その旨を調査対象の在籍児童や保護者に説明

iv) 調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受けて調査を実施

4) 調査結果を新発田市教育委員会に報告(市教委から新発田市長に文書で報告)

※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添付

5) 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者(市教育委員会)が主体となって行う場合

* 学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合、学校の教育活動に支障を来す場合

○ 設置者の指示のもと、資料等の提出など、調査に協力

平成27年度 いじめ防止の年間計画、研修計画

学期	月	教職員による活動、研修	児童による取組、活動
1 学 期	4	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の理解 ・児童の情報交換、引き継ぎ ・児童理解の研修会 ・学級づくり、授業開き ・気になる子の記録(毎週金曜) ・PTA総会やたよりで家庭や地域へいじめ防止基本方針の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き、授業開き ・生活や学習のルールづくり ・1年生を迎える会 ・縦割り班の編制 ・縦割り班清掃スタート
	5	<ul style="list-style-type: none"> ・小中交流会 ・家庭訪問での情報交換 ・学校派遣スクールカウンセラーの活用① ・子どもを語る会① ・Q-Uの実施、分析、教育相談 ・育成会総会へ参加、連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会への積極的参加 ・運動会の縦割り班種目の練習
	6	<ul style="list-style-type: none"> ・情報タイム ・小中連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行を通じて、 絆や協力性の向上(6年生) ・自然教室を通じて、 絆や協力性の向上(5年生)
	7	<ul style="list-style-type: none"> ・情報タイム ・学校評議員会への説明、意見聴取 ・同和教育研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・縦割り班での読み聞かせ
	8	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導、生徒理解の研修会 ・各種研修会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・育成会の夏祭りへの参加 (さわやか佐々木っ子夏祭り)
2 学 期	9	<ul style="list-style-type: none"> ・学校派遣スクールカウンセラーの活用② ・情報タイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・マラソン大会への積極的参加、 粘り強さの向上

学期	月	教職員による活動、研修	児童による取組、活動
2 学 期	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報タイム ・ 小中連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食と絆づくりの行事への積極参加 ・ わくわく、チャレンジ行事(登山)への積極的な参加
	11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもを語る会② ・ 情報タイム ・ 個別懇談会での保護者との情報交換、連携 ・ Q-Uの実施、分析、教育相談 ・ 人権教育、同和教育の授業実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止スクール集会の企画、運営 ・ 縦割り班での読み聞かせ ・ なかよしフェスティバルへの積極的な参加 ・ 人権週間に期間中に授業実践
	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報タイム ・ いじめについての事例研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校への体験入学(6年生)
3 学 期	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止基本方針の評価 ・ 学校派遣スクールカウンセラーの活用③ ・ 情報タイム ・ 保護者アンケートの実施、分析 ・ 小中連絡会連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なわとび大会への積極的参加、粘り強さの向上
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保小連絡会 ・ 学校評議員会からの意見聴取 ・ いじめ防止基本方針の見直し、改善 ・ 情報タイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6年生を送る会への積極的参加 ・ 縦割り班でのお弁当の日、レク
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中引き継ぎ会 ・ 子どもを語る会③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の引き継ぎ ・ 1年間のふりかえり ・ 卒業式